

**平成24年上尾市議会9月定例会
市政に対する一般質問 答弁要旨**

(教育関連部分抜粋)

目 次

●田中元三郎 議員	1
1 安心安全な街づくりについて	
(1) 上尾市交通安全協会について	【学校教育部長 答弁】
2 人口動態による上尾市の今後について	
(1) 小・中学校区の現状と今後	【学校教育部長 答弁】
●小林守利 議員	3
教育対策	
(1) プレハブ校舎の問題について	【教育総務部長 答弁】
(2) 通学路の安全対策について	【市民部長 答弁】
●長沢 純 議員	5
平和都市宣言について	
(1) 平和教育について	【学校教育部長 答弁】
●伊藤美佐子 議員	6
いじめ問題について	【学校教育部長 答弁】 【市長 答弁】
●大室 尚 議員	8
スポーツ公共施設について	
(1) テニスコートの利用状況・利用方法について	【教育総務部長 答弁】
(2) 平方スポーツ広場の駐車場拡張計画について	【教育総務部長 答弁】
(3) 平塚サッカー場・フットサルについて	【教育総務部長 答弁】
(4) 救急機器・熱中症予防対策について	【教育総務部長 答弁】
(5) 屋外スポーツ施設の使用料の支払いについて	【教育総務部長 答弁】
●池野耕司 議員	10
教育行政について	
(1) 児童生徒の意識状況	【学校教育部長 答弁】
(2) 学力向上への取組状況	【学校教育部長 答弁】
(3) 外国語授業の取組状況	【学校教育部長 答弁】
(4) いじめの状況、不登校の状況	【学校教育部長 答弁】
(5) 就学援助制度について	【学校教育部長 答弁】
(6) 未納給食費の状況	【学校教育部長 答弁】

●小川明仁 議員.....	17
通学路の安全確保について	【学校教育部長 答弁】
●井上 茂 議員.....	18
発達障害支援策について	【学校教育部長 答弁】
●平田通子 議員.....	19
高齢者になっても安心して生活するために	【教育総務部長 答弁】
●斉藤哲雄 議員.....	20
1 上尾市の防災対策について	【教育総務部長 答弁】
2 通学路対策について	【学校教育部長 答弁】
●鈴木 茂 議員.....	22
1 発達障害児の支援について	【学校教育部長 答弁】
2 いじめについて	【学校教育部長 答弁】 【市長 答弁】
●秋山 かほる 議員.....	25
福島原発事故に伴う放射線対策について	【環境経済部長 答弁】 【学校教育部長 答弁】

平成24年9月5日（水曜日）

◆田中元三郎 議員

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 安心安全な街づくりについて
(1)上尾市交通安全協会について2 人口動態による上尾市の今後について
(1) 小・中学校区の現状と今後 |
|---|

上尾市交通安全協会について

（学校教育部長 答弁）

○交通指導員による登下校時の立哨活動の廃止に伴う児童の通学の安全について

教育委員会では、本年6月に上尾地方交通安全協会の交通指導員が廃止になるとの情報提供があり、7月9日の校長会議で、交通指導員廃止の経過を説明した。また、各小学校に対して、PTAによる旗振り当番や学校応援団などの方々の協力支援を得るなど、2学期以降の登下校対策を早急に講じるよう、指示伝達を行い、児童の通学路の安全に努めている。

小・中学校区の現状と今後

（学校教育部長 答弁）

○通学区域の変更を検討している区域は何箇所か

市内小・中学校の通学区の指定変更については、道路状況等の地理的条件の変化や、地域住民の意向などを受けて、安全な通学ができることを第一に考えて検討している。壱丁目・地頭方の地区も、上尾道路の供用開始という大きな変化があり、地域の皆さまから、道路を渡らなくても通学できる学校へ通いたい、といったご要望をいただいたことから、平成21年に調整区域に設定した上で、指定校の変更を検討してきた。このように市内で指定校の変更を検討している区域は、この地域の他1箇所ある。

○壱丁目・地頭方地区の指定校が変わることに伴う大谷地区の文化活動、スポーツ活動から疎外されるデメリットについて

確かに、学校が変わることによって、友達関係が変わり、地域の行事との係わりが薄れることもあろうかと考える。もちろん、一つの地区が同じ小学校・中学校にまとまって通うことが望ましいと考えているが、現実的には、多くの事務区は、おおむね古くからの字界によって区切られており、それに対し、通学区域は、通学上の安全を第一に、交通量の多い、大きな道路を境にして区切られている。このため、市内では、小・中学校が複数に分かれている事務区がある。このような状況を受けて、隣接する地区にある学校が相互に連携を図り、事務区の区長さんのご理解とご協力をいただいて、地区の行事等の参加を積極的に促している地域もある。このように学校・地域が相互に連携を深めることにより、平方東小学校や太平中学校に通っていても、大谷地区の子どもとして、地域のまとまりの中で育ていただければと考える。

○通学区域検討協議会の検討過程における地域の保護者からの意見聴取方法と意見の内容について

両地域については、上尾道路の開通が予定されてから、教育委員会及び通学区域検討協議会で、指定校をどのようにしていくべきか、協議を重ねてきた。平成19年には、通学区の見直しについて、地元保護者を対象にアンケート調査を行ったが、その中では、「安全面で不安なので、現在の通学区域は見直した方がよい」などの意見や「地域のまとまりがなくなってしまうのではないか」といったご意見があった。

このような地元の意見を参考にし、まずは保護者が選択できるよう、平成21年4月から両地域を「学区調整区域」とし、指定校の他に、平方東小学校・太平中学校を選択できる区域に変更した。その後、学校選択の状況を見守りつつ、保護者から直接聞くなどして、検討を続けてきたところであるが、この地域の通学上の、より一層の安全を図るため、通学区域検討協議会で、現地の状況を実際に歩いて確認した上で、両地域の学区を、上尾道路を渡らずに通学できる平方東小学校、太平中学校に、早急に変更するべきである、とのご意見があり、教育委員会では変更案を提示するべく8月に地元への説明会を開催したところである。

地元の説明会では、保護者、地元の皆様より、「引き続き同じ学校に行けるようにしてほしい」「地域の繋がりが分断される」「市道や交差点の安全性を確保してほしい」というご意見をいただいている。このようなご意見を受け止め、指定校が変わっても、兄弟姉妹が同じ学校に行けるよう、また児童生徒の要望に配慮するなど柔軟に対応していく

また、変更後の通学路についても、現在警察などの関係機関及び庁内の関係部署と調整し、安全対策を検討するなど、安全確保に努めていく。

◆小林守利 議員

教育対策

- (1) プレハブ校舎の問題について
- (2) 通学路の安全対策について

プレハブ校舎の問題について

(教育総務部長 答弁)

○なぜ今までプレハブ校舎のままできたのか

大石北小学校のプレハブ教室は、児童の増加に対応するため平成10年に建設した建物であり、新耐震基準以後の建物で、地震に対する安全性は確保されている。設備面においてもトイレや手洗い流しが設置され、また、各教室にエアコンを設置するなど比較的良好な建物であるため、現在でも利用している状況である。

○今後もプレハブ校舎のままなのか

大石北小学校の児童数の減少に伴い、学級数が減り今年度より普通教室としての使用を解消することができ、現在では、第2・第3音楽室、第2図工室、会議室として学校が有効利用している状況である。普通教室としての使用は解消できたが、直ぐにプレハブ教室の解体はせずに、当分の間、建物の有効利用を続けていきたい。

○児童の安全ははかれるのか

地震に対する安全性は確保されている。しかし、今後においては非構造部材である天井材の落下や設備機器の落下などが懸念されるため、より一層の安全確認を図っていきたい。

【再質問】リース総額とリース期間

リース総額は、40,517,400円、リース期間は4年6ヶ月であった。

【再質問】富士見、中央小学校の校舎は何年経過したものが改築されたのか

富士見小は昭和39年に建設され47年経過した建物で、中央小は昭和29年、34年に建設され、どちらも、50年以上経過した建物である。

【再質問】プレハブ校舎の耐用年数

建物の法定耐用年数では20年程度となっているが、一般的には30年程度と考えている。

【再質問】プレハブ教室を解消するための改築

現時点では改築を予定しているものではないが、今後の国の学級編成のあり方や、学区内である区画整理地内への社会増も考えられることから、児童数の動向を注視し検討していきたい。

通学路の安全対策について

(市民部長 答弁)

○大石北小学校北側の変則十字路の信号機の設置・学校東側の鴨川緑道交差点の横断歩道の設置について

市道20884号線、市道20872号線、市道20888号線との交差点は平成20年に事故が発生し、翌平成21年から継続して信号機設置の要望がある。市としても、毎年所轄の上尾警察署に要望をしている。信号機の設置については、道路交通法に基づき埼玉県公安委員会が設置の権限を有している。指摘の交差点は、道路が変則的な構造であり、信号機の設置は非常に難しいと聞いている。

また、当該箇所の信号機設置ができない場合に、通学路となっている市道20884号線と鴨川緑道の交差点に横断歩道を設置することについては、変則の交差点に既存の横断歩道があるので、近隣の状況を判断しながら、設置に向けて要請していく。また同時に、横断用の手押し式信号の設置について、所轄の上尾警察署に要望をしていく。

◆長沢 純 議員

平和都市宣言について

(1) 平和教育について 【再質問】

平和教育について

(学校教育部長 答弁)

○戦争を題材とした教材を使い、どのように平和教育を行っているか

各学校では、戦争の悲惨さや平和の尊さについて、児童生徒の発達段階に応じて、社会科や国語科の授業の中で学習している。具体的には、社会科の歴史的分野の学習において、戦時下の国民の生活の様子や大戦が人類全体に及ぼした影響などを学習している。また、公民的分野では、世界の動きと我が国との関連について、「国際協調と国際平和の実現に努めることが大切であること」「平和で持続可能な社会を形成することの重要性」等にも気付かせるよう指導している。さらに、国語科においては、戦争を題材とする物語教材があり、戦時中の時代背景や生活の様子等を読み理解を深めると同時に、戦時中に生きた登場人物の気持ちや心情に思いを馳せ、「平和の大切さ」などについて、感想文を書くなど自分の考えをまとめる学習を行っている。児童生徒は、このような学習をとおして、平和に対する考えを深めたり、自分の生き方を見つめたりするとともに、道徳の時間、学級活動及び総合的な学習の時間などをとおして、「共に生きる喜び」や「平和の大切さ」について理解を深めている。

平成24年9月6日（木曜日）

◆伊藤美佐子 議員

いじめ問題について

いじめ問題について

（学校教育部長 答弁）

○いじめについてどのように考えているのか

いじめは児童生徒の心身に大きな影響を及ぼし、引きこもりや自殺等を引き起こす背景ともなる深刻な問題であり、決して許されない行為である。いじめは、「どの学校にも、どの子どもにも起こりうるもの」との認識に立ち、絶対に根絶しなければならないという、決意で取り組むべき問題である。

○上尾市におけるいじめの実態とその取り組みについて

本年度、上尾市では4月から7月までのいじめの認知件数は小学校3件、中学校4件である。7月末日現在で、全てのいじめは解消しているが、該当校においては、継続して、いじめを受けた児童生徒の見守りを行っている。

次に、いじめ根絶のための取組についてであるが、平成17、18年に、いじめにより児童生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生した。これを受け、上尾市教育委員会では、いじめ根絶には学校・家庭・地域の一層の連携が必要であることから、平成18年11月20日に、教育長、PTA連合会長、小学校長会長、中学校長会長の連名で、「いじめ根絶を訴える緊急アピール」を行った。また、同月に、これまでの本市におけるいじめの指導指針をまとめ、「いじめに関する教師用指導資料『いじめのない学校を目指して』」を作成し、改めて、いじめの兆候をいち早く把握するとともに、迅速かつ組織的に対応する体制を整えた。さらに、平成19年の第17回あげお子ども議会においては、「いじめはしません いじめは許しません いじめのない学校をつくります」を合言葉とする『いじめをなくす宣言』を採択した。この宣言は児童生徒自らが、強い意志を持っていじめをなくし、楽しい学校をつくることを常に意識するため、小・中学校の全ての学級に現在も掲示をしている。また、平成22年にも、同様に大変痛ましい事件が発生したことを機に、平成18年に作成した教師用指導資料の内容に「ネットいじめの防止」や「組織的体制の充実」を加え、改訂した。

今般の、大津市での痛ましい事件を受け、去る8月20日には、全小・中学校の校長と生徒指導主任を対象として、「上尾市いじめ根絶対策会議」を開催した。この会議では、各学校が児童生徒の実態をより詳細に把握するために、児童生徒及び保護者を対象とする統一した「アンケート調査」の実施、「教師用チェックリスト」の作成、「各家庭向けの保護者用チェックリスト」の配布について確認をした。また、学校がいじめの兆候をいち早く把握し、迅速かつ組織的に対応し、いじめのない学校を実現するため、改訂した「いじめのない学校を目指して」を活用し、各教職員が「いじめは絶対に許さない」という共通認識の下、指導に当たることを徹底した。なお、本会議の概要等については、広く市民の皆様に御理解をいただくために、上尾市教育委員会のホームページにも掲載した。

○現場の教師、学校、そして行政と教育委員会の関係についての認識

いじめの根絶については、教職員が、いじめを早期に発見し、校長に報告し、校内のいじめ対策支援チームを組織し、対応するとともに、教育委員会と連携して取り組む体制を整えている。教育委員会としては、必要に応じて、指導主事、臨床心理士、カウンセラーなどを派遣し、いじめ解消に取り組んでいく。市長及び議会への報告につきましては、いじめを含めて、学校でのさまざまな事案について、適宜、報告し、連携を図っていく。

○現場の教師は、忙しい日常生活の中で、どのように子どもたち一人一人と向き合っているか

教師は、常に「いじめは起こるもの」との認識に立ち、児童生徒一人一人を、見守ることが重要である。具体的には、いじめの根絶に関するアンケート、いじめのサイン発見チェックリストなどを活用し、全ての教師が同じ視点に立って、連携を図りながら児童生徒に向き合い、いじめの未然防止に取り組んでいる。

○上尾市から「いじめ」で苦しむ子どもたちをなくすための考え方

上尾市からいじめをなくすためには、「いじめは決して許されない行為である」という認識に立ち、「いじめの根絶」及び「早期発見・早期解消」に取り組むことが重要である。また、児童生徒に「正義感や公正さを重んじる心」、「違いを認め、互いの人権を尊重する心」などの「心の教育」を充実し、「豊かな人間性」をはぐくむとともに、不正な行為や卑怯な行為を許さない強い心や行動力をはぐくむことも重要である。

教育委員会としては、これまで進めてきた「いじめを根絶するための取組」を一層充実させ、学校、家庭、地域及び関係機関等と連携を深め、いじめの根絶に努めていく。

【再質問】コミュニケーションの方法や自分で暴力や様々な問題に対処する方法を子どもたちに教えるプログラム「CAP」を教育現場に導入することの見解について

CAPは子どもたちがあらゆる暴力から自分を守る方法を学ぶための、子どもへの暴力防止プログラムである。これまで学校により、児童生徒やPTAそして教職員等を対象として実施しているので、教育委員会としては、引き続き、こうした「いじめの根絶」につながる取組みを積極的に支援していく。

(市長 答弁)

【再質問】いじめ問題については、市と教育委員会が連携して取り組むことが大切だと考えているが、市長としての考えを聞かせてほしい

担当部長からの答弁にもあったが、私も「いじめは決して許されない行為である」と認識している。教育委員会では、大津市のいじめの問題を受け、素早い対応で、「いじめ根絶対策会議」を開催するなど、学校と連携して、いじめの根絶に向けて取り組んでいる。市としても、教育委員会と同じ認識に立ち、今後とも、一層の連携を深め、いじめの根絶に取り組んでいきたい。

◆大室 尚 議員

スポーツ公共施設について

- (1) テニスコートの利用状況・利用方法について
- (2) 平方スポーツ広場の駐車場拡張計画について
- (3) 平塚サッカー場・フットサルについて
- (4) 救急機器・熱中症予防対策について
- (5) 屋外スポーツ施設の使用料の支払いについて

テニスコートの利用方法・利用状況について

(教育総務部長 答弁)

○テニスコートの利用状況について

現在、市民体育館にはハードコート2面とクレーコート4面ある。利用状況としては、平成23年度の実績では74%の利用率であり、そのうち土・日・祝日については、92%の利用率となっている。

○テニスコートの利用方法について

コートの予約方法については、利用する日の属する月の2か月前の月の初日から16日までが抽選予約申し込み期間となり17日が抽選日、18日以降からは、抽選なしでコートを予約することができる。抽選予約を申し込みする際には、平日が最大3時間まで、土・日・祝日が最大2時間までを申込みの上限としている。

【再質問】テニスコートの土・日・祝日の抽選倍率は

土・日・祝日の抽選倍率は約3.5倍となっている。

【再質問】市民体育館の大規模改造及び耐震補強工事期間中のテニスコートの利用について

今回の工事は、アリーナの屋根の付け替えや鉄骨ブレースによる耐震補強工事等を行うため、重機や大型トラックの進入、資材置場の確保等が必要であり、工事期間中の安全確保のため、平成25年3月31日までテニスコートの貸出を中止している。

平方スポーツ広場の駐車場拡張計画について

(教育総務部長 答弁)

利用者には乗合での来場をお願いしており、現在のところ拡張計画はない。

平塚サッカー場・フットサルについて

(教育総務部長 答弁)

○平塚サッカー場の駐車場の拡張計画について

平方スポーツ広場同様、乗合での来場をお願いしており、周辺の土地利用状況を見ても拡張は難しい状況にある。

○大時計の設置と屋外水飲場の増設について

今後検討していく。

○フットサルの試合ができる市内公共の屋内施設について

市内には、県立の公共施設、上尾運動公園体育館・県立武道館・スポーツ総合センター体育館も含め現在はない。また、市民体育館のアリーナ、卓球室については、壁の強度が対応していないため、フットサルの試合には貸出をしていない。

救急機器・熱中症予防対策について

(教育総務部長 答弁)

平方スポーツ広場・平塚サッカー場については、担架及びAED等の救急機器の設置はないが、スポーツ振興センターではAEDの貸出しを行っており、大会等でご利用いただいている。

また、市民体育館のテニスコートでは、熱中症予防対策として、移動式のパラソルを設置し、ご利用いただくとともに、熱中症予防の注意看板も設置している。

また、WBGT（携帯型熱中症測定器）の設置については、市内スポーツ施設に設置はしていないが、夏の期間には利用者が簡易型の携帯型熱中症測定器を持参している例が多くみられる。

屋外スポーツ施設の使用料の支払いについて

(教育総務部長 答弁)

○平方スポーツ広場や平塚サッカー場等の使用料の支払について平成25年4月以降は市民体育館でできるのか

現在は、市役所7階のスポーツ振興センターで取り扱っているが、工事終了後の来年4月以降は、市役所での支払いに加え、従来通り市民体育館でも支払が可能となるよう準備を進めている。

◆池野耕司 議員

教育行政について

- (1) 児童生徒の意識状況
- (2) 学力向上への取組状況
- (3) 外国語授業の取組状況
- (4) いじめの状況、不登校の状況
- (5) 就学援助制度について
- (6) 未納給食費の状況

児童生徒の意識状況

(学校教育部長 答弁)

○上尾市の児童生徒の基本的な学習意欲や将来への意欲等、現在の状況をどのように捉えているか

国及び県の学力調査の中で、児童生徒の将来に対する意識状況に関する調査項目がある。平成24年度の調査では、「人の役に立つ人間になりたいですか」「授業で学習したことは、将来社会に出たときに役に立つと思いますか」「将来の夢や目標をもっていますか」などの質問に対し、本市の児童生徒は、約85%が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答しており、将来への意欲や社会貢献に対する意識は、高いものと捉えている。

【再質問】児童生徒の社会貢献活動について

社会貢献活動としては、小学校では、プルタブ回収を行い車いすを購入する活動を行ったり、エコキャップを集め世界の子どもたちにワクチンを贈ったりする等の活動を行っている。また、中学校では、地域の運動会やお祭りの補助活動や吹奏楽部が地域の老人ホーム等へ出向いて演奏をしたり、市の行事である「上尾シティマラソン」での給水ボランティアを行ったりする等のさまざまな活動を行っている。さらに、「ぐるっとくんクリーン作戦」では、小・中学校の児童生徒が地域の方々と一緒に参加し、地域の環境浄化活動を行っている。

学力向上への取組状況

(学校教育部長 答弁)

○上尾市の児童生徒の学力を学習状況調査の結果から、どのように評価判断しているか

上尾市の学力調査の結果については、小・中学校ともに、ほぼ全ての学年、教科で全国平均を上回っている。また、県の学力調査結果についても、小・中学校ともに全ての教科が、県の平均正答率を上回っており、確かな学力の定着が図られていると考えている。

○学校が目指すべき学力をどのように捉え、指導しているか

学校が目指すべき学力は、「基礎的・基本的な知識・技能、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度」であると捉えている。こうした学力を身につけさせるために、各学校では、言語活動や体験活動を充実させ、観察・実験やレポートの作成、論述といったそれぞれの教科の知識・技能を活用する学習活動を進めている。

○教師の授業力をどのように評価し、今後その目標達成のために、どのように取り組んでいくか

教育委員会では、毎年度、市内の全小・中学校を訪問し、教師一人一人の授業を参観している。訪問前には、各教科を担当する指導主事が、授業の指導案について、授業のねらいや展開等について適切に示されているかを確認している。また、教師が「児童生徒の考えを引き出すための指導方法に工夫があるか」、「児童生徒の理解を深めるための効果的な板書があるか」などの観点を持ち授業を参観している。各学校では、それぞれ充実した指導案等に基づく熱意溢れる授業が展開され、本市の教師の授業力は高まっているものと評価している。

今後の課題としては、教師の指導力向上を目指した委嘱研究の更なる充実と、学校ICT機器の効果的な活用を図ることである。教育委員会としては、各学校が委嘱研究を充実して進めることができるよう、支援している。また、電子黒板やデジタル教科書を効果的に活用するための「学校ICT活用研修会」や、教員が夜間や土曜日等に受講することができる「教師力アップ講座」を開設し、教師の指導力の向上に努めている。

外国語授業の取組状況

(学校教育部長 答弁)

○教師の外国語授業の指導力をどのように高めているか

教育委員会では、小学校教師の外国語活動に係る指導力の向上のために、様々な取組を行っている。具体的には、小学校教師が中学校の英語科教師と一緒に受講する「外国語活動研修会」の実施、小・中合同で行う外国語活動や英語の指導方法を学ぶ「授業研究会」の実施、中学校の英語教師が小学校に出向いて授業を行う「出前授業」の実施などである。このような取組を通して、教師の指導力の向上に努めている。

○小学校における外国語活動の授業状況について

平成21年度から、担任とALTとが一緒になって指導にあたる「チーム・ティーチング方式」により、外国語活動の授業を充実を図っている。

○外国語活動の導入後における児童の変化について

児童はALTと一緒に、歌やゲーム、買い物ごっこなどの体験的な活動等を通して、積極的なコミュニケーションを図っている。他教科には見られない、「大きな声」や「体全体」を使って表現するなど、楽しみながら外国語活動を学習し、外国語の音声やリズムなどに自然に慣れ親しみながら、コミュニケーション能力の素地を培っている。

いじめの状況、不登校の状況

(学校教育部長 答弁)

○上尾市のいじめに対する取組状況について

平成17年には北海道で、18年には福岡県で、いじめにより児童生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生した。これを受け、上尾市教育委員会では、いじめ根絶には学校・

家庭・地域の一層の連携が必要であることから、平成18年11月20日に、教育長、PTA連合会長、小学校長会長、中学校長会長の連名で、「いじめ根絶を訴える緊急アピール」を行った。また、同月に、「いじめに関する教師用指導資料『いじめのない学校を目指して』」を作成した。さらに、平成19年の第17回あげお子ども議会において、『いじめをなくす宣言』を採択した。また、平成22年には、平成18年に作成した教師用指導資料に「ネットいじめの防止」や「組織的体制の充実」の内容を加えた。

本年8月20日には、全小・中学校の校長及び生徒指導主任を対象として「上尾市いじめ根絶対策会議」を開催した。この会議では、各学校が児童生徒の実態をより詳細に把握するために、児童生徒及び保護者を対象とする統一した「アンケート調査」の実施、「教師用チェックリスト」の作成、「各家庭向けの保護者用チェックリスト」の配布について確認した。

また、学校がいじめの兆候をいち早く把握し、迅速かつ組織的に対応し、いじめのない学校を実現するため、改訂した「いじめのない学校を目指して」を活用し、各教職員が「いじめは絶対に許さない」という共通認識の下、指導に当たることを徹底した。

○上尾市の児童生徒の不登校の状況と対応について

はじめに、不登校児童生徒の状況であるが、平成23年度は病気等の理由以外で、年間30日以上欠席した不登校児童生徒数は、小・中学校あわせて133名となっている。平成22年度と比較して、14名減少している。なお、この133名の中の49名は、年度途中で学校に復帰等することができた。不登校の要因については、「不安などの情緒的混乱」「無気力」や「人間関係を巡る問題」が多くなっている。

次に、不登校児童生徒への対応についてであるが、各学校では、児童生徒のアンケート結果や校内の教育相談部会等での情報交換をもとに、校長を中心に課題や対応を協議し、組織的に不登校解消に向けて取り組んでいる。

【再質問】過去3年間の小・中学校のいじめの件数といじめの内容について

上尾市のいじめ認知件数は、平成21年度129件、22年度71件、23年度26件である。いじめの内容は、「冷やかしかからかい」「暴力」「仲間はずれ」「メールでの悪口」などである。

就学援助制度について

(学校教育部長 答弁)

○制度の保護者への周知方法、認定基準、給付内容について

本制度の周知方法については、毎年、学校から文書で、全校児童生徒の保護者に案内をしている。新1年生の保護者に対しては、小・中学校の入学説明会において学校を通してお知らせをしている。また、市の広報誌には、3月と9月の年2回にわたって就学援助制度について掲載するとともに、市ホームページや他の部署が発行いたしますパンフレットなどに逐次掲載をしている。

次に認定基準であるが、準要保護者については、生活保護の基準により算定される額の1.3倍未満の所得であることを基準としている。

次に、給付内容であるが、ノートや副読本の購入費用に充てる通学用品費、新1年生において

は、ランドセルや鞆の購入等に充てる新入学児童生徒学用品費などがある。また、遠足や社会科見学、林間学校にかかる費用に充てる校外活動費の他、修学旅行費、医療費、学校給食費を支給している。なお、要保護者については、学用品費等は、生活保護費の中で、教育扶助費から支給されているので、就学援助として支給されているものは、修学旅行費と学校の健診で、発見された病気にかかる医療費のみである。

○過去5年間の児童生徒数、要保護者・準要保護者数と支給額、認定率の状況とその傾向と推移について

（資料配布〔15・16ページ参照〕）資料の表1のとおり、小学校の児童数は、減少傾向にある。また、要保護児童数は、年度により増減は見られるが、やや増加傾向にあった。また、準要保護児童数も、年度により増減が見られるが、やや増加傾向が続いている。中学校では、生徒数は、増加傾向にあり、要保護児童生徒、準要保護児童生徒も、やや増加傾向にある。また、支給額の推移であるが、平成20年度にやや減少することがあったが、全体としては、増加傾向にある。全児童生徒に対する準要保護者の割合である認定率については、小学校は6.70%から7.12%へ、中学校は7.79%から9.58%へととなっている。

未納給食費の状況

（学校教育部長 答弁）

○過去3年間の未納給食費の状況について

平成21年度分の当該年度末時点での未納給食費の状況であるが、未納のあった学校数は26校、未納者数は170人で全体の約0.88%であった。未納額は約291万2千円で、今年度7月末までに約116万1千円回収したことにより、現在の未納額は約59万6千円で、未納率は約0.07%である。

平成22年度分の当該年度末時点での未納のあった学校数は28校、未納者数は176人で全体の約0.92%であった。未納額は約320万7千円で、今年度7月末までに約71万1千円回収したことにより、現在の未納額は約147万9千円で、未納率は約0.17%である。

平成23年度分の当該年度末時点での未納のあった学校数は25校、未納者数177人で全体の約0.93%であった。未納額は約299万6千円で、今年度7月末までに約110万5千円回収したことにより、現在の未納額は約212万2千円で、未納率は約0.23%である。

○学校としての未納保護者への対応状況について

平成21年度に教育委員会が作成した「学校給食費未納対策マニュアル」に基づき、各小・中学校が未納者に対して、文書や電話での納入の督促を行なっている。それでも、給食費の納入がない保護者に対しては、校長・教頭などが家庭訪問等を行ない、ねばり強く給食費の支払いをお願いしている。なお、卒業や転出した未納者に対しても、督促状の送付や家庭訪問等を行っている。

○教育委員会としての取り組み状況について

本市の学校給食費の会計は、校長の責任で管理する私会計と位置付けられており、PTAによる監査も受けているものである。したがって、学校給食費の未納に対しては、一義的に各学校が当たることとなることから、平成21年度、教育委員会では、徴収、督促の手順や未納額の回収手続き等の事務処理を進めるための市内共通の「学校給食費未納対策マニュアル」を作成し、それに基づき徴収等の事務を進めている。

また、給食費未納の背景には、それぞれの家庭の事情があり、その要因を的確に把握するとともに、保護者の置かれている状況を十分に勘案した上で、督促等を行うよう努めなければならない旨、各学校に徹底を図っている。さらに、経済的な理由による未納を防止するため、教育委員会、学校それぞれから、生活保護制度や就学支援制度などについて周知・奨励するよう努めている。

(議場配付資料)

表1 就学援助受給率(年度別)

年度	学校別	児童生徒 在籍者数A (人)	準要保護 児童生徒数B (人)	児童生徒数に 対する比率 B/A(%)	要保護 児童生徒数 (人)
19	小学校	13,255	888	6.70	66
	中学校	5,996	467	7.79	33
	計	19,251	1,355	7.04	99
20	小学校	13,233	870	6.57	60
	中学校	6,053	464	7.67	37
	計	19,286	1,334	6.92	97
21	小学校	13,188	904	6.85	67
	中学校	6,141	540	8.79	41
	計	19,329	1,444	7.47	108
22	小学校	13,044	937	7.18	67
	中学校	6,196	571	9.22	44
	計	19,240	1,508	7.84	111
23	小学校	12,863	916	7.12	78
	中学校	6,312	605	9.58	47
	計	19,175	1,521	7.93	125

※表1は5月1日基準による

表2 就学援助費支給額(年度別)

単位(円)

年度	学校別	学用品費等 支給額	給食費 支給額	医療費 支給額	援助費 合計
19	小学校	16,973,966	35,259,723	868,130	53,101,819
	中学校	22,022,357	21,300,958	256,081	43,579,396
	計	38,996,323	56,560,681	1,124,211	96,681,215
20	小学校	16,543,043	34,484,198	907,173	51,934,414
	中学校	20,840,711	21,258,300	349,378	42,448,389
	計	37,383,754	55,742,498	1,256,551	94,382,803
21	小学校	17,207,797	35,638,769	782,356	53,628,922
	中学校	24,852,487	24,744,348	479,423	50,076,258
	計	42,060,284	60,383,117	1,261,779	103,705,180
22	小学校	18,516,421	36,735,014	803,655	56,055,090
	中学校	26,744,438	26,450,934	396,389	53,591,761
	計	45,260,859	63,185,948	1,200,044	109,646,851
23	小学校	18,157,166	36,546,693	154,028	54,857,887
	中学校	27,973,238	28,363,563	69,650	56,406,451
	計	46,130,404	64,910,256	223,678	111,264,338

※表2は年度末決算による

新小学2年生～6年生、新中学2年生～3年生の保護者のみなさまへ
 <新小学1年生のうち期限を過ぎて申請する方もご覧ください。>



平成24年度 就学援助のお知らせ

上尾市教育委員会

上尾市では、経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者の方に、就学に必要な経費の一部を援助しています。

【対象者】
 市内にお住まいで上尾市立の小・中学校に通うお子さんの保護者のうち、生活保護を受給しておらず、学用品や給食費等の支払いが困難な方。
 ※援助を受けるためには、審査により認定される必要があります。
 ※区域外就学をされている方はお住まいの市区町村教育委員会へご相談ください。

○対象となる経費

- ①学用品・通学用品費、校外活動費 ②給食費 ③校外活動費(林間等)
 - ④修学旅行費 ⑤新入学児童生徒学用品費等(4月1日認定者のみ対象)
- ※各学校が集金する費用の一部の援助ですので、学校にお支払いいただいていることが前提です。

○支給対象月

申込期限までご申請し認定された方・・・4月分から
 5月以降に申請し認定された方……………申請月分から

○支給月

給食費以外は年3回。
 原則として8月(4～8月分)、12月(9～12月分)、3月(1～3月分)に振込。
 《5月以降に申請された方は、認定月分からとなります。》
 給食費については、認定後、保護者が立て替えた分を保護者口座に振り込みますが、その後は、毎月直接学校へ振り込みます。
 認定者の状況(未納がある場合など)によっては、支給できない場合があります。



○援助が受けられる所得の目安

世帯構成・年齢・持家かどうかにより異なります。また、住民登録上の世帯が別であっても同居している方がいる場合は、その方の所得も含めて審査を行います。

世帯人数	世帯構成(年齢)	23年中の世帯総所得額
2人	母(38)子(10)	180万円程度
3人	父(41)母(38)子(10)	245万円程度
4人	父(41)母(38)子(10・8)	295万円程度
5人	父(41)母(38)子(14・10・8)	360万円程度
6人	祖母(65)父(41)母(38)子(14・10・8)	410万円程度

<在校生用>

○申請手続き

1月下旬に受付を開始します。次の書類を現在通学している小・中学校へ提出してください。申請は年度ごとに行いますので昨年夏受給していた方も再度申請が必要です。

- ①は必ず必要、②③④は該当する方のみ提出。】

①就学援助支給申請書

各学校と教育委員会学務課にあります。お子さん1人につき1枚必要です。小・中学校それぞれにお子さんがいる場合は、各学校へ提出してください。

②上尾市外から転入した方の平成23年中の収入が確認できる書類

- 平成23年分源泉徴収票(コピー可) } 平成24年1月1日を過ぎて転入した方はいずれか1つ提出。
 - 平成23年分所得税の確定申告書の控え(コピー可)
 - 平成24年度(平成23年分)所得証明(6月以降の申請に限る)
- ※同居している方に転入者がいない場合は提出不要。

③住居の賃貸借契約書のコピー又は契約証明書

借家・借間等に住んでいる方のみ必要です。

④次のいずれか1つに当てはまることを確認できる書類のコピー

前年度または今年度に該当するものがある方のみ必要です。(1種類のみ可)

- (ア)国民年金保険料の免除または減免(お名前前の入った書類に限る)
- (イ)児童扶養手当の受給
- (ウ)生活福祉資金貸付の決定
- (エ)生活保護の停止又は廃止
- (オ)固定資産税または個人事業税の減免
- (カ)国民健康保険税の減免または徴収猶予
- (キ)市民税の非課税(障害者・未成年者・寡婦・寡夫によるもの)または減免



申込期限 平成24年4月16日(月)

※期限までに②の書類が揃わない方も必ず4月中には申請してください。
 その後、平成25年1月未まで随時受け付けております。

○審査結果

審査結果は、認定・不認定に関わらず申請者全員に学校を通してお知らせします。なお、所得申告が無い方については審査ができませんので、所得の有無に関わらず必ず申告を済ませておいてください。《申告は市民税課または税務署で受付》
 また、申込期限後の申請の場合、お知らせが遅れるのでご了承ください。
 ※認定後、婚姻、転居等により、世帯状況が変わった場合、再申請が必要になります。
 ※資格を失った場合、受け取りすぎた分をさかのぼって返還していただくことになります。
 ※詳細については、学校または学務課にご確認ください。

担当 上尾市役所7階 学務課 就学担当 電話 775-9604(直通)

平成24年9月7日（金曜日）

◆小川明仁 議員

通学路の安全確保について

（学校教育部長 答弁）

○交通事故件数について

昨年度、教育委員会に報告があった児童生徒の交通事故は45件で、そのうち登下校時の交通事故件数は16件である。

○交通指導員廃止後の安全確保について

教育委員会では、本年6月に上尾地方交通安全協会の交通指導員が廃止になるとの情報提供があり、7月9日の校長会議で、交通指導員廃止の経過を説明した。また、各小学校に対して、PTAによる旗振り当番や学校応援団などの方々の協力支援を得るなど、2学期以降の登下校対策を早急に講じるよう指示伝達を行い、児童の通学路の安全に努めている。

○地域の立哨ボランティアの表彰について

立哨ボランティアの方たちを対象者とすることや感謝状を贈呈することなどについては、今後、検討していく。

【再質問】教育委員会としてどのように危険箇所を把握し、また、関係課とその情報を共有しているのか

教育委員会としては、毎年、市PTA連合会を通して自治振興課に提出される「危険箇所改善要望」をもって危険箇所の把握を行っているが、本年度は、亀岡市や館山市での事故を受け、教育委員会が、関係課による「通学路安全対策調整会議」を開催し、情報を共有するとともに、「危険箇所改善要望」を絞り込んで対策を講じる方針を決定した。この方針に基づき、要望の中から、各小学校が、優先的に改善を要望する箇所2か所を選定し、計43箇所について、8月に教育長をはじめ、教育委員会職員で現地調査を行った。今後、その調査結果を踏まえ、関係課による調整会議の中で対策について協議していく。

◆井上 茂 議員

発達障害支援策について

(学校教育部長 答弁)

○巡回指導について

本市の小・中学校で多く活用されている発達障害の児童生徒に対する巡回指導は、埼玉県立上尾特別支援学校の特別支援教育コーディネーターによるものであり、毎年度、約50件ほどの指導事案について支援をいただいた。この特別支援教育コーディネーターの制度であるが、この制度は、埼玉県教育委員会が市町村教育委員会を支援し、発達障害の児童生徒への指導体制を確立する小・中学校の校長からの依頼に応じて、コーディネーターが学校訪問を行うものであり、今後、埼玉県教育委員会ではさらに充実を図っていく方針と聞いている。

また、本市では、大学教授、特別支援学級及び通級指導教室の担当教員及び市教育センター指導主事によって組織された上尾市就学支援小委員会がある。就学支援小委員会では、校長からの依頼を受け、発達障害・情緒障害に係る児童生徒への教育的対応について、事例を交えた検討会議を開催し、その中で、教職員の発達障害に対する指導方法等について指導助言し、学校を支援している。さらに、教育センターでは、指導主事、臨床心理士や相談員が発達障害に関わる校内ケース会議に出席をしている。また、アップスマイルサポーターが支援している児童生徒への対応について学校訪問をし、指導助言をしている。また、臨床心理士が校内研修会で講義を行い、発達障害のある児童生徒への教師の対応力の向上を図るなど、学校を巡回指導している。

なお、昨年度1年間の取組ではあったが、本市が、埼玉県教育委員会の「特別支援教育体制整備事業」に係る研究指定を受け、県から派遣された専門員による巡回指導を延べ20回実施した。

こうした様々な取組により、学校全体が組織的に支援する校内支援体制の充実が図られ、発達障害の児童生徒を受け持つ担任が一人で悩むことなく、組織的に指導を行うことができるようになってきた。さらに、教職員が、発達障害の児童生徒の障害に応じた適切な指導の在り方について理解を深めるとともに、指導力を高めることができた。

教育委員会としては、今後とも、こうした県の巡回指導を一層活用するとともに、市の巡回指導を一層充実させ、各学校を支援していく。

【再質問】 日常的・定期的・継続的・個別的に指導が行われる巡回指導体制づくりについて

発達障害児に関わる指導は、特別な支援を必要としている児童生徒に対して作成している「個別の教育支援計画・個別の指導計画」これに基づいて、各学校が責任をもって日常的・定期的・継続的・個別的に行うこととなっている。そのために、担任をはじめとする全教職員が、発達障害についての理解を深めるとともに、発達障害児への指導力を一層向上することが重要である。

指摘のあった巡回指導については、県の巡回指導をさらに一層活用するとともに、本市で行っている巡回指導を一層充実させ、各学校を支援していきたい。

◆平田通子 議員

高齢者になっても安心して生活するために

(教育総務部長 答弁)

○シニアを対象とした生涯学習の支援について

現在市では、市内6公民館において、各種事業を展開しているが、その中で60歳以上の方を対象とした事業も実施している。公民館により「いきいき教室」、「たちばな学級」というように事業の名称は違うが、歴史や文学の講座、軽体操、音楽、人権講座、地域の小学校で小学生との交流会など、6回から8回ほど実施している。平成23年度の募集定員は、6館合計で810人、延べ参加人数は、2,749人であった。ここ数年はほぼ同程度の多くの方の参加がある。

参加者からは、「いろいろな分野の知識を得ることができる」「地域の人、同世代の人とコミュニケーションが図れる」「楽しく歌を歌ったり、身体を動かすことができた」など好評を得ている一方、「毎回テーマが同じ、物足りない」「いい話でも時間が限られているので深まらない気がする」などのご意見もある。今後もこれらのご意見を参考に、更なる内容の充実を図り実施していく。

また、対象者を絞らず一般として募集する講座にも多数のシニア世代の方が参加している。一方で参加する方がやや固定化している傾向も見られるので、地域交流にもつながる視点で魅力ある講座を研究していきたい。

平成24年9月10日（月曜日）

◆齊藤哲雄 議員

- | |
|----------------|
| 1 上尾市の防災対策について |
| 2 通学路対策について |

上尾市の防災対策について

（教育総務部長 答弁）

【再質問】まだ耐震化がなされていない学校について

2校の小学校及び8校の中学校において、校舎の一部、または、体育館の耐震化がなされていない。このうち、中央小学校の校舎の一部を今年度から2ヵ年かけ、また、上尾中学校の校舎の一部と体育館については、平成26年度から2ヵ年にわたり改築による耐震化を予定している。

また、上尾小学校、太平中学校、大石中学校、上平中学校、西中学校、大石南中学校、瓦葺中学校、南中学校の8校の体育館においては、平成25年度に耐震補強工事を実施する予定である。

なお今年度実施している耐震補強工事が完了すると、小中学校の耐震化率は、約88パーセントとなる。平成25年度の耐震補強工事を完了すると、上尾中学校を残すのみとなり、耐震化率は、約97パーセントとなる。

通学路対策について

（学校教育部長 答弁）

○通学路の変更について

文部科学省の手引きでは、通学路は、できるだけ歩道の区別がある道路とし、区別がない場合は交通量が少なく、道路の幅員が児童などの安全な通行を確保できることや、道路の横断箇所として、歩道橋や信号機が設置されていることなどに留意する必要があるとされている。

各学校においては、この手引きなどを参考にし、児童の家庭分布の状況から、通学班を編成し、交通量、道路環境及び交通規制などを考慮した上で、教職員、保護者、PTAの役員の皆さんの他、必要に応じて防犯ボランティアなどと連携し、現地調査を行い、通学路案を決定している。そのうえで、地域の実情を考慮した適切な通学路であるかについて、PTA本部と協議し、学校長が決定している。

○通学路の安全対策について

本市では、毎年、各校PTAが、通学路安全点検等で得られた危険箇所の情報をとりまとめ、市PTA連合会を通して、自治振興課へ提出する「危険箇所改善要望」をもとにして、通学路上の危険箇所の把握をしている。自治振興課では、提出された各要望箇所の内容によって、関係課に検討を依頼し、それぞれ対策を講じている。

昨年度は各小・中学校より197の要望が挙げられ、「グリーンベルトの書き直し」や「ガードレールの延伸」等、それぞれの担当課において緊急性の高い箇所から改善を実施した。

今年度は、4月の亀岡市や館山市での児童の痛ましい死亡事故等を受け、教育委員会として緊急的な対策を検討することとした。現在までに、「危険箇所改善要望」の中から、各小学校が、

優先的に改善を要望する箇所2箇所を選定し、計43箇所について、教育長をはじめ、教育委員会職員で、夏季休業中に現地調査を行った。今後、その調査結果を踏まえ、関係課と調整を図っていく。

また、その他の「通学路の安全対策」として、「登下校時の立哨活動」や「学校における交通安全教育」がある。「登下校時の立哨活動」については、現在、各小学校において、PTAによる旗振り当番や学校応援団、地域ボランティアの皆さんにご協力をいただきながら、児童生徒の安全のため、活動をしていただいている。「学校における交通安全教育」については、小学校では体育科の保健分野、中学校では保健体育科を中心に、「交通事故の原因」や「事故の防止」について学習している。また、小学校においては、市民安全課による「交通安全教室」、日本交通安全教育普及協会による「わくわく子ども自転車体験」等で、交通ルールや正しい自転車の乗り方等について、体験的に学習している。昨年度は、さらに、小・中学校の安全主任等を対象に、効果的な指導法を学ぶ「交通安全指導者研修会」を開催し、交通安全教育に対する指導力の向上に努めた。

◆鈴木 茂 議員

- | |
|----------------|
| 1 発達障害児の支援について |
| 2 いじめについて |

発達障害児の支援について

(学校教育部長 答弁)

○就学相談に係わる保護者への対応について

就学相談で最も大切なことは、全ての子どもが自立して社会性を育んでいけるように、その子どもにとってより適した就学先を考えることである。そのために、保護者の気持ちにより添いながら、相談を進めている。

就学相談の流れについては、はじめに、上尾市就学支援委員会相談員が、該当する子どもの行動観察、及び知能検査等を実施した後、その結果を就学支援委員会に報告し、医療、心理学、教育などの専門的な見地から審議し、審議結果等を保護者に伝えとともに、就学先を決定していくため、継続して相談を行っている。なお、その際には、教育センター担当者が複数で対応している。その過程で、保護者に発達障害について正しくご理解をいただくとともに、症状に応じたきめ細かい支援ができるよう、保護者の気持ちに寄り添った相談を進めている。

○アップスマイルサポーターの配置について

アップスマイルサポーターの配置については、学校からの申請を受け、教育センター担当者が学校を訪問し、児童生徒の様子、学級の様子等を参観するとともに、学校生活の状況を把握した上で、総合的に判断し、配置を決定している。

○実際に授業が始まってから支援が必要と思われたら、補正予算を組んでサポーターを増やすことは可能なのか

サポーターの配置に係る予算については、各学校での児童生徒の状況を把握し、必要数を見込んで予算措置をしているので、予算内で対応できるものと考えている。万一、予算措置以上の配置が必要となる場合は、財政当局と調整をしていく。

○アップスマイルサポーターで小学校の教員資格を持っている人は何人いるのか

アップスマイルサポーターは、学級担任を補助する制度であるので、特に教員資格を雇用条件としていないが、現在、小・中学校の教員資格を有している者は21人おり、そのうち、小学校教員資格を有している者は5人である。

○サポーターの研修体制について

教育センターでは、アップスマイルサポーターを対象に、年9回の研修会を予定している。研修内容としては、埼玉県立上尾特別支援学校の特別支援コーディネーターによる講演、事例研修、サポーター相互による情報交換、学級担任等との連携、発達障害及び介助の必要な児童生徒への具体的な対応等である。これらの研修をとおして、サポーターとしての資質の向上を図り、今年度は、すでに5回の研修会を実施した。

○発達障害のある児童のオープン教室での活動について

今年度、富士見小学校が全面改築にともない、オープン教室による校舎となった。オープン教室について、児童、保護者、教師から、「広々としていて、ゆったりと学べる。」「バリアフリーになったことでつまずきづらい。」「授業参観で子どもの様子が見やすい。」「特別な支援が必要な子どもにも、みんなで支援していく意識が高まる。」「多様な学習形態に応じられる。」など、良かった点があげられている。また、近年、他市で新設や全面改築された小学校も、オープン教室となっている。なお、指摘のあった、発達障害のある児童生徒への対応については、適切な支援を行っていく。

【再質問】就学相談員はどのような人になっているのか

上尾市就学相談員は、市内小中学校の特別支援学級や通級指導教室の担当であり、知識、経験ともに豊かな先生にお願いしている。

【再質問】「寄り添った相談」とはどのような相談か

第一に、保護者の話をじっくりと聴き、その思いをしっかりと受けとめて、相手の立場に立って、丁寧に、誠意を持って相談を進めるということである。

【再質問】オープン教室において「特別な支援が必要な子どもにも、みんなで支援していく意識が高まる。」とはどういうことか

オープン教室は、広く見渡せることから、特別な支援が必要な子どもに対しても、多くの先生方の目が届くようになり、すぐに対応でき、また、他の学級の子どもたちも、特別な支援が必要な子どもに対して、理解が深まり、みんなで支援していこうという意識が高まってきたということの意味している。

【再質問】「発達障害のある児童生徒への対応については、適切な支援を行っていく」とあるが、オープン教室ではどうなのか

学校においては、オープン教室に限らず、校庭や、体育館、または特別教室など、広いスペースで学習する機会は多くある。オープン教室においても、他の場合と同様に、安全面での配慮を第一に考えながら、先生の話のしっかりと聞いているかを確認したり、あるいはペア学習やあるいは5～6人のグループ学習を取り入れたり、場面に応じてアップイスマイルサポーターが付き添ったりするなど、一人一人の障害に応じた適切な支援を行っている。

いじめについて

(学校教育部長 答弁)

○大津市のいじめの対応はどこに問題があったのか

大津市のいじめの問題については、大津市に外部有識者による第三者調査委員会が設置され、今後、明らかにされていくものと思われるので、注視していく。

○上尾市としていじめ問題に対してどう対応しているのか

今般の、大津市で起きた痛ましい、いじめ問題を受け、去る8月20日に、全小・中学校の校長及び生徒指導主任を対象として、「上尾市いじめ根絶対策会議」を開催した。この会議では、各学校が児童生徒の実態をより詳細に把握するために、児童生徒及び保護者を対象とする統一した「アンケート調査」の実施、「教師用チェックリスト」の作成、「各家庭向けの保護者用チェックリスト」の配布について確認した。また、学校がいじめの兆候をいち早く把握し、迅速かつ組織的に対応し、いじめのない学校を実現するため、改訂した「いじめに関する教師用指導資料『いじめのない学校を目指して』」を活用し、各教職員が「いじめは絶対に許さない」という共通認識の下、指導に当たることを徹底した。

○大津市では教育委員会が発言もなく機能していなかったと聞いている。上尾市の教育委員会は機能しているのか

上尾市教育委員会は、毎月の定例会のほか、必要に応じて臨時会を開催し、事務局職員との活発な意見交換を行っている。また、教育委員は、学校行事、研究発表会など、すべての学校を訪問するなど、学校現場に足を運び、それぞれの学校の教育活動の把握にも努め、また、いじめ問題についても、教育委員や職員の間において情報を共有しながら、委員からの意見を踏まえて対応に当たっている。

○上尾市の研究委嘱では教員の指導力・授業力は高められているのか

本市の魅力ある学校づくり事業における研究委嘱は、3年間をサイクルとするローテーション形式で、すべての学校が委嘱研究に取り組んでいる。各学校では、児童生徒の実態や学校の課題等に基づき、2か年の委嘱研究を計画的に進めている。毎年、市内の小・中学校の3分の1の学校が研究発表を行い、研究発表会では、研究授業を参観し、小・中学校の校種を越えた研究協議が活発になされ、教員としての指導力・授業力の向上につながっている。また、委嘱研究成果を市内全校で共有することができ、上尾市の教育力の向上に寄与している。

教育委員会としては、各小・中学校の研究成果の共有化を一層推進するため、研究の成果をデジタル化し、市内の全教職員がいつでも誰でもが活用することのできる環境づくりに努めていく。

(市長 答弁)

【再質問】教育委員会とは関係のない、専門機関を作れないか（兵庫県川西市の例）

「いじめは決して許されない行為」であり、市としても、教育委員会と連携を深め、「いじめの根絶」に取り組んでいる。教育委員会では、「いじめ根絶対策会議」の開催など、学校と連携するとともに、市少年愛護センター、県中央児童相談所、警察等の関係機関とも連携して「いじめ根絶」に取り組んでいる。

本市では、学校と教育委員会が連携するとともに、各関係機関とも連携し、子どもたちの不安や悩みに真摯に向き合い、効果を上げていることから、専門機関の新たな設置ではなく、連携の充実が重要であると考えている。

平成24年9月11日（火曜日）

◆秋山 かほる 議員

福島原発事故に伴う放射線対策について

（環境経済部長 答弁）

○市内小中学校、保育所、幼稚園、その他公共施設で毎時0.1μシーベルトを超える箇所数について

上尾市では、昨年度に小中学校、保育所、公園など、公共施設の259施設、2,852箇所の空間放射線量の測定を行い、本市の除染基準値である毎時0.23μシーベルトを超えた153箇所をマニュアルに基づき除染し、現在はすべて毎時0.23μシーベルト以下となっている。また、各小中学校、保育所、学童保育所、幼稚園などの定点などを週1回程度測定し、その結果が毎月生活環境課に報告され、市のホームページに掲載している。

毎時0.1μシーベルトを超える箇所数であるが、7月の結果では、各小中学校、33施設での測定箇所、73箇所中、16箇所である。また、保育所、幼稚園、その他公共施設80施設での測定箇所、95箇所中、11箇所である。

（学校教育部長 答弁）

○日光市は昨年12月28日環境省に放射線状況重点調査地域に指定され、今年4月に環境省と協議の結果、毎時0.23μシーベルト以上の場所を除染すると公表した。それ以前の市除染基準は1μシーベルトである。法に則った対応を教育委員会に求める「守る会」の要望には根拠があると思うが、見解は

今回、要望いただいた守る会の方々のご心配のお気持ちについては、受け止めている。放射線の安全基準に関しては、様々な見解があるが、教育委員会としては、市で定めた空間放射線量が毎時0.23μシーベルトを下回れば、安全であると判断している。

